

令和5年 第5回厚沢部町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年11月17日							
招集の場所	厚沢部役場2階 第一会議室							
会議の日時	開会	令和5年11月24日 午後 1時30分						
	閉会	令和5年11月24日 午後 2時30分						
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者13名 欠席者1名							
出席委員	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名		
	1番 会長	外崎 明	7番 委員	下川部 和宏	13番 委員	由利 昭人		
	2番 委員	吉田 藍	8番 委員	川口 豊	14番 委員	佐藤 貴彦		
	3番 委員	佐藤 美登子	9番 委員	西口 智章				
	4番 委員	木村 卓也	10番 委員	奈良 和人				
	5番 委員	齋藤 和博	11番 委員	木口 幸弘				
	6番 委員	前田 秀幸	12番 委員	佐藤 龍也				
参 与	事務局長 沼下 利広 総務係 谷口 方基							
議案説明のため出席した者 なし								
令和5年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。								
会 議 録 署名委員	農委会長 2番 _____ 14番 _____ _____							



会 議 の 経 過

事務局長	これより、第5回厚沢部町農業委員会総会を始めます。 開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願い致します。
外崎会長	皆様、お疲れ様です。農作業もほぼほぼ終了ということで、明日から雪が降る予報が出ています。今年1年を振り返れば、今までにない作柄でありました。ネギがいいといった話もありますけど、本当に農家にとって厳しい1年であったなと思います。これから寒くなる時期ですので、体調には気を付けていただきたいと思います。それでは総会に入りたいと思います。  日程第1、出席者の報告。3番佐藤委員が欠席です。 日程第2、議事録署名委員の指名について、2番吉田委員、14番佐藤委員お願いいたします。  日程第3に入りたいと思います。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第1号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。  1番 借主は鶉の〇〇〇〇さん、貸主は鶉の〇〇〇〇さんです。土地の所在は字鶉〇-〇外1筆。公募・現況ともに記載のとおり、合計面積は6,789㎡です。契約期間は令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間でした。
外崎会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
外崎会長	それでは報告第2号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて事務局説明をお願いします。
事務局	報告第2号 下記の農地法第5条の規定による許可申請について、令和5年10月25日開催の第4回農業委員会総会において許可相当と認めましたが、当事者双方から取下げの申し出がありましたので、報告します。  1番 譲受人は札幌市の〇〇〇〇、譲渡人は鶉の〇〇〇〇さんです。土地の所在は、鶉〇-〇外2筆。地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は15,306㎡です。取下げ理由は、当該農地への進入路整備が困難となったためです。
外崎会長	事務局の説明が終わりました。補足説明をお願いします。
川口委員	8番です。事務局の説明にあったとおりですが、当初の進入路は〇〇〇〇の用地を通る予定だったのですが、通行困難の判断となり、別ルートも提案もあったのですが、それも困難となったようです。
外崎会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
外崎会長	続いて議案第1号農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について事務局説明をお願いします。
事務局	21日の乙部での研修でも触れられていました農業委員会の法令順守の申し合わせ決議についてです。 行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正、公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努めなければならないとされております。このことを踏まえまして、議案第4号のとおり、

	<p>農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議し、厚沢部町農業委員会として綱紀肅正の徹底を図っていくことを改めて、確認するものです。それでは決議内容を読みたいと思います。</p> <p>「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」</p> <p>私たち農業委員は農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和5年11月24日厚沢部町農業委員会。以上です。</p>
外崎会長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>総会の議案は以上です。</p> <p>その他ありますか。</p>
事務局	<p>農地相談についてです。先日南館町、〇〇〇〇氏より、高齢のため来年以降の農家継続が困難である旨の相談がありました。来年度に向けて耕作者を探しているが、ツテがなく困っているとのことでした。</p>
外崎会長	<p>周辺農地に詳しい方いますか。</p>
木村委員	<p>4番です。ここ周辺だと〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんが作付けしていたと思います。</p>
外崎会長	<p>その方たちにちょっと話してみてくださいませんか</p>
木村委員	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>次回総会日程についてお諮りします。</p> <p>12月21日16時～を第一希望としています。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>大丈夫です。</p>
外崎会長	<p>それでは他になければこれで第5回農業委員会総会を閉会します。</p> <p>～了～</p>